

次に第八条でございするが、これは、事務は企画財政部において行う
ということを明記したわけです。

次のページの第九条でございするが、これは、これらの事業を実施する
上におきまして特に必要なものは――条例以外に必要なものにつきましては
別に市長が定められるような委任事項でございする。

附則といたしまして、この条例は五十八年の十月一日から施行したい。
それから二項の、この条例の施行後、最初の会議につきましては、市長が
招集いたしましたして、会長が互選されるまでの間の議長となるということ
を二項でうたったわけです。

以上、大変雑駁な説明でございするが、慎重御審議を賜りま
して原案どおり御可決くださりますようお願い申し上げまして、説
明にかえらせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

○二番(在原 博君) この際、動議を提出いたします。
ただいま議題となっております議案第六十六号については、総務委員
会に付託することを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) お諮りいたします。

ただいま在原 博君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の
動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませ
んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十六
号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第三議案第六十七号福生市非常勤の
特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので議案第六十七号
福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例について、提案理由とその内容の説明を申し上げます。

まず提案理由でございますが、本案は、ただいま議案第六十六号
で御提案申し上げました福生市中編さん委員会条例第三條第
二項に定めます市中編さん委員及び第七條に定めます市中編
さん編集専門委員に支給をいたします報酬の額を新たに定めよ
うとするものでございまして、次のような内容で改正をいたそうとするも
のでございます。

それでは内容について御説明申し上げます。

ただいま申し上げました各委員の報酬を定めるために、別表にござ

います各関係委員さんの報酬額が規定してございすけれども、固定
資産評価審査委員会の委員さんの報酬の欄の次に市中編さん
委員会を加え、市中編さん委員会委員については日額六千円、ただし
委員中、議会選出委員については二分の一、また代表編集専門委
員については月額三万五千元、それから編集専門委員については月額
三万円をそれぞれ報酬額として定めようとするものでございます。

なお編集専門委員については報酬の額を月額といたしましたわけ
でございますけれども、これは今後市中を編集していく上で、専門
委員さんにはそれぞれの専門の分野でその業務を担当していただく
わけでございますので、個々で調査研究、あるいは資料収集等、編集
業務に従事をしていただくことになりまして、そのためには平均的に
月平均でございすけれども、他の市のこういった委員さん方の仕事ぶり
を私どもで調査した結果、おおむね五日程度どうしても市中編さん業
務に携わっていただくことが必要になるというよりなことでございまして、その
職務の内容、あるいは性格、そういったところから報酬につきましては月額に定

めることが適当であらうというよりなことで月額にさせていたいただけのことでございます。

また報酬の額でございますけれども、これも他市で現在どういった活動されている先生方、そういうところの平均値——ただいま申し上げましたような月五日程度、市史編纂業務に従事されるということと勘定いたしました日額報酬の六千円、そういうものを基準に算出した額を考慮いたしまして三万円、あるいは三万五千円というような額に決定をさせていたわけでございます。

なお代表の方の三万五千円につきましては、実務上こういった専門委員さんの先生方の編集された仕事のまとめをやはり若干市側に来ていただいて調整その他の仕事をしていただくというよりなことで若干高額になっているということでございます。

次に附則でございますけれども、本改正条例の施行日を十月一日にしようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたけれども、本委員原案どおり御確

定くださるようお願い申し上げます。説明にかえらせていただきます。よろしく願います。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十番(指田保雄君) ただいまの説明でよくわかったんですが、これも総務委員会に付託される予定なので、ちよとお聞きしておくんですが、五日ぐらゐというんですが、仕事を一生懸命やられて十日も十五日もやっちゃったと。こういうときにはやはり足りないんじゃないかと思うんですね。ですからそういう場合に何かそれに対して報酬を差し上げることでできるのかどうか。対して報酬をお払いすると。その方が合理的ではないかと思うんですが、そこら辺についてお願いいたします。

○総務部長(浅見裕康君) お答えします。

確かに、そういうことで仕事をやっていく上における当該期間、非常に忙しい時期もあると思います。ただ、ほかの市の実情を私どもよく調べ

たところ、平均的にはやはり五日程度であさまっているというよりなこともございまして、ただいま申し上げましたような額で決定をさせていただくことになっております。

ただ、やはり多くなった場合どうするかという御質問でございまして、けれども、これはやはり条例で月額として決められましたので、この金額で御勘弁いただくという事に相なるかと思ひます。恐らく日数については先ほど申しましたような実態でございしますのでその程度であさまるんじゃないかというふうに考へております。(はい、了解と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

○二番(在原 博君)

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十七号については、総務委員会に付託することを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

お諮りいたします。

ただいま在原 博君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の

動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。

よって議案第六十七号

は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君)

日程第四議案第六十八号福生市児童育成手

当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 須崎 進君登壇)

○福祉部長(須崎 進君)

議案第六十八号福生市児童育成手

当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容について御説明を申し上げます。

児童育成手当は、母の制度といたしまして、片親の状態、または重度の障害のある父母の義務教育終了前の児童、二十歳未満の児童

で一定の障害を有する方々に市の条例に基づきまして手当を支給して
いるものでございます。今回の条例改正は児童福祉の向上の一環といたし
まして東京都の児童育成手当に関する条例の一部改正が行われまし
て、これに伴いまして本条例の手当の月額を引き上げようとするもので
ございます。

内容について御説明を申し上げます。

別表の第二でございしますが、これは育成手当の月額でございしますが、
現在六千五百円を七千円に。障害手当につきましては現在八千五百
円を九千円に改めようとするものでございます。
附則につきましては、施行期日といたしまして五十八年の十月一日から施行
しようとするものでございます。

経過措置につきましては、改正後のこの児童育成手当の規定は、五十八
年十月分の手当から適用いたしました。同年の九月以前の月分の手当は
なお従前の例によりてお支払いをしようとするものでございます。

御参考までに該当します方々を申し上げますと、育成手当につきま

しては五百三十五名の方。障害手当につきましては五十四名の方々が
いらつています。

以上で説明を終わらせていただきますけれども、慎重御審議いた
だきまして、原案御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

○二番(在原 博君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十八号については、厚生委員
会に付託することを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) お諮りいたします。

ただいま在原 博君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の
動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十八号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

議長(田村市郎君) 日程第五議案第六十九号福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 須崎 進君登壇)

○福祉部長(須崎 進君) 議案第六十九号福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

老人福祉手当は、都の制度といたしまして六十五歳以上で常時寝たがりの状態が六ヶ月以上で、今後も継続すると認められる方々につきまして市の条例に基づきまして支給しているものでございますが、東京都の老人

福祉手当に関する条例の一部改正によりまして、老人福祉向上の一環といたしまして今回本条例の手当の月額を引き上げようとするものでございます。

内容について御説明を申し上げます。

第三条中とございますが、これは手当の月額でございますが、現在、一万四千五百円を一万五千五百円に改めようとするものでございます。

附則におきましては、この条例は、五十八年十月一日から施行しようとするものでございます。

経過措置につきましては、五十八年十月分の手当から適用しようとするものでございまして、それ以前の月額分の手当は従前の例にならうというものでございます。

なお老人福祉手当の該当される方々につきましては現在六十三名いらっしゃいます。

以上で説明を終らせていただきますが、慎重御審議いただきまして、原案御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終

わらせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

○二番(在原 博君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十九号については、厚生委員会に付託することを切望します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) お諮りいたします。

ただいま在原 博君から、本案は厚生委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十九

号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第六議案第七十号福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 須崎 進君登壇)

○福祉部長(須崎 進君) 議案第七十号福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

重度心身障害者福祉手当につきましては、これも同様都の制度でございしますが、身体障害者手帳の二級以上の方、それから脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方、精神薄弱者の中程度以上の方々に、市の条例に基づきまして手当を支給しているものでございますが、今回、東京都の身体障害者福祉手当条例の一部改正によりまして、重度心身障害者福祉向上の一環といたしまして本条例の手当の月額を引き上

がよりとするものでございます。

内容につきましては、第三条中とございますが、これは手当の月額でございます。八千五百円を九千円に改めようとするものでございます。

附則におきまして、施行期日は、五十八年の十月一日から施行しようとするものでございます。

経過措置といたしまして、この条例の規定によります手当は、五十八年十月分の手当から適用いたしまして、九月以前の月分の手当につきましては従前の例によりてお支払いをしようとするものでございます。

この該当者の方々の内訳を申し上げますと、身体障害者の一級の方が八十一名いらっしゃいます。二級の方が九十八名いらっしゃいます。それから脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方々が十八名でございます。これらの方が身体障害者の方でございます。〔百七十九名でございます。〕そのほかに受の手帳——精神薄弱者の方でございますが、受の手帳の二度の方が八名、三度の方が十二名。これらの精神障害の方々が二十名になります。以上の方々に月額の改正によりまして新たに九千円を手当として差し上げ

ようとするものでございます。

以上、説明を終わらせていただきますが、慎重御審議いただきます。原案御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

○二番(在原 博君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十号については、厚生委員会に付託することを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) お諮りいたします。

ただいま在原 博君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ音あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。 よって議案第七十号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 日程第七議案第七十一号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 須崎 進君登壇）

○福祉部長（須崎 進君） 議案第七十一号 福生市国民健康保険税

条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容について御説明を申し上げます。

本条例は地方税法の一部改正に伴いまして国民健康保険税の減額の特例にかかわる規定を改正しようとするともに一部の条文を明確にするための整備をしようとするものでございます。

内容について御説明を申し上げます。

第九条と第十二条につきましては条文の整備でございますが、第九条につきましては納税義務の発生をうたっているものでございますが、減額が行われた場合のことでございすけれども、「当該減額した額」を「同条の国民健康保険税の額」に明確に改めようとするものでございます。

第十二条につきましては国民健康保険税の減額の条文でございますが、第二条、これは課税額でございますが、「第二条」を「第二条本文」というふうに改正しようとするものと、「減額したものを」を「減額して得た額」といまして、当該減額して得た額が二十五万円を超える場合には、当市の課税限度額であります二十五万円に改めようとするものでございます。——このように条文を整備しようとするものでございます。

附則の第七項につきましては国民健康保険税の減額の特例でございますが、「昭和五十七年度分」を「昭和五十八年度分」に改めようとするものでございます。この附則第七項につきましては六割、四割の減額の算定基準額を昭和五十八年度分の国民健康保険税に限りまして二十四万円と、前年度同様据え置きこうとするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。
経過措置といたしまして、昭和五十八年度分の国民健康保険税から
適用いたしまして、五十七年度分までの国民健康保険税の税につきましては従前
の例にならうというものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、説明を終わらせていただきますが、
慎重御審議いただきまして原案御決定くださいますようお願い申し
上げまして、説明を終らせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

○二番(在原 博君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十一号については、厚生委員会
に付託することを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) お諮りいたします。

ただいま在原 博君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の
動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十一号は、
厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第八議案第七十二号昭和五十八年度福生
市一般会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生子国利君登壇)

○企画財政部長(生子国利君) 御指名をいただきましたので、議案第
七十二号昭和五十八年度福生市一般会計補正予算(第二号)につ
きまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。
予算書の内容の説明に入る前に今回の補正予算の骨子について、